

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年 11月 11日

**日本身体障害者アーチェリー連盟** スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織運営の中長期プランは策定中である。2022年12月に発足する新体制のもとで、現在の計画を見直した上で、2021年度末を目処に策定する予定である。	2021年度事業計画書
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	JPC助成により2021年1月理事・事務局員・スタッフ等にガバナンス・コンプライアンス研修を行っており、同内容のオンライン研修を2021年度年度末までに新理事（各地方ブロックごとの代表者含む）に受講してもらう予定である。	2021年度版強化戦略プラン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>現時点では、財務の健全性確保に関する計画は策定していない。</p> <p>作成に当たっては、理事会のみならず社員や構成員等から幅広く意見を伺った上で、2022年度中に連盟HPにて公表する予定。</p> <p>当連盟の自己財源は会員からの年会費が中心である。</p> <p>協賛企業は2021年1月現在で5社であり、物品供与が中心である。なお2021年は新たに一般企業の寄付先として1件採用されている。</p>	スポンサー契約書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>10月末に、延期になっていた社員総会がオンラインで行われ、定款改正により理事定数が20名まで増員された。事前に外部有識者を含めた役員候補者選考委員会によって役員選考委員会候補はすべて承認され、現在、委嘱手続き中である。2021年度末における理事総数は15名の予定。</p> <p>外部理事については現段階では0%であり（目標は25%）、2021年12月にまず14%となる予定。2025年度までに達成を目指す。女性理事は現段階で0%であり、2021年度はまず20%となる予定。2025年度までには40%を目指す。</p> <p>いずれも障がい当事者・競技種別・外部・女性・アスリート・有識者といった多様性を考慮して適任者を推薦する。また、今回の理事改選においては、全国各地域ごとのバランスを取れるよう配慮している。</p>	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人のため、評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会そのものは、現役選手等の意見により新体制発足後の2021年12月に規約公開・1月末日までに選出予定。 多様性の確保としては、OB・OG選手または競技指導者を外部・女性の割合等を考慮に入れてアスリート委員に推薦することとなり、選出においても全国の会員の意見を取り入れられる選考法を用いる予定。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	連盟重要事項は、すべて理事の承認の元で決定している。 理事の定数は10人であったが、2021年10月に定款改正を行い、12月～新体制発足後の理事を増員した。(4名→15名)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2021年度中に、理事の就任時の年齢に制限を設ける予定である。ただし、競技寿命が長いことや、特に地方ブロックでの後継者育成・引き継ぎのための時間等、考慮が必要である。	定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	法人化が2017年のため現段階ではいずれも該当しないが、理事の平均年齢が高く高齢化が進んでいるため、2021年度中に再任回数は最高4回、ガバナンスコードに記載された期間（原則10年）によらず任期の上限を制定する予定。ただし業務執行理事等で中長期的事業等の実現・他競技団体との連携や信頼関係構築・国際交流の視点から、実績や特別な事情等により10年以上となる場合は、役員候補者選定委員会において、当該理事の実績及び特別な事情等について評価した上で任用を可能とする場合もありうる。その場合でも上限は12年とする。	定款
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2021年に理事会とは独立した諮問委員会として改選役員選考委員会を設置した。構成員には外部有識者3名を含む。	改選役員選考委員会規定
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟及びその他構成員が適用対象となる、法令を遵守するために必要な規程を整備している。詳細は連盟倫理・懲罰規定第3条に違反行為として定めている。ただし法務委員会については未整備のため、倫理委員会=コンプライアンス委員会をこれに充てる予定である。	倫理・懲罰規定、懲戒処分規定
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 会員等の入退会に関する規程：定款・会員規定 社員総会等の運営に関する規程：定款 理事会の運営に関する規程：定款 監事に関する規程：定款 各種委員会の運営等に関する規程：定款 事務所掌規程：東京パラリンピック後を見据え整備中	定款
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務所掌規程。 文書取扱規程・情報公開に関する規程・個人情報保護に関する規程・公益通報者の保護に関する規程：未整備。2022年度までに対応する。	事務所掌規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款・謝金及び日当に関する規程では「理事会、委員会及び当該会議に準ずる会議へ出席したものが対象となるが、原則として支給しない。ただし、理事会が別に定めたときは支給できる。」としている。 助成金を受け専任となっている役員・職員を除き、東京パラリンピック以降は財政状況も非常に厳しくなるため、今後も原則としては役員に報酬を支払う予定はない。 なお職員については、就業規則等を制定している。	定款・謝金及び日当に関する規定・就業規則



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理に関する規程・寄附の受入れに関する規程・基金の取扱いに関する規程等：未整備。2022年度までに対応する。	
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	選手の肖像権に関してはJPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範の8に規定。また、表彰の規程は未整備であり、2022年度中に対応する。	JPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	2020年10月、外部有識者等を入れた選手等選考委員会を設置した。(国内強化指定選手ならびに国際パラアーチェリー大会に派遣する日本代表選手及び派遣スタッフ等の選考) 強化指定選手選考規程：「2021年強化指定選手の決定方法及び東京2020パラリンピックアーチェリー大会選手選考会(開催国枠)について」および「2021年強化指定選手選考基準及び規定」「JPAF2022年強化指定選手選考基準及び規程」 日本代表選手選考規定：「2021年強化指定選手の決定方法及び東京2020パラリンピックアーチェリー大会選手選考会(開催国枠)について」「東京2020パラリンピック競技大会日本代表選手選考について」 選手の権利保護に関しては、選手等選考委員会規定10の第8条に不服申立の規定を設定している。	選手等選考委員会規定・「2021年強化指定選手の決定方法及び東京2020パラリンピックアーチェリー大会選手選考会(開催国枠)について」・「2021年強化指定選手選考基準及び規定」 大会選手選考会(開催国枠)について「東京2020パラリンピック競技大会日本代表選手選考について」「JPAF2022年強化指定選手選考基準及び規程」
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考には関与していない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	パラリンピックサポートセンター内の弁護士に定期的に相談に応じていただいている。 役職員の問題把握のための手段として、理事会・総会で、コンプライアンスに関する問題提起を行ったり、JPCの主催するコンプライアンス・インテグリティ等研修会に積極的に参加することを奨励している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置し、選手行動規範や、役員行動規範等を定めている。	2021JPAF強化指定選手等及び日本代表選手行動規範・倫理・懲罰規定、懲戒処分規定
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士や学識経験者等の有識者に打診中であり、12月の新体制発足に合わせ、2021年度中に整備する予定。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	合宿中に、連盟選手、コーチ、役職員にコンプライアンス講座を毎年設けている。なお研修はアーカイブ化しており、2021年度もオンラインまたは合宿中等にコンプライアンス講座を予定している。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22				
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	合宿中に、連盟選手、コーチ、役職員にコンプライアンス講座を毎年設けている。2021年度もアーカイブ化された研修内容を用いたオンライン研修を予定している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独自の審判員体制を有しておらず、審判の公認を行っていない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受け ることができる体制を構築する こと	<p>パラサポに来られる弁護士・会計士に申し込むことでサポートをいただいている。</p> <p>理事会で問題がないか定期的に確認し合っているが、2021年度は可能であれば顧問弁護士に相談できる体制を構築する。</p> <p>会計については、税理士を雇用し監査を受けている。12月からの新体制では理事会に弁護士を迎える予定である。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	連盟発足当時より、監事に依頼してきた。 経費使用及び財産管理に関する規程は未整備。2022年度中に対応する。	監査報告書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	各種補助金に対して、担当者を決めて、適正な使用のために求められる法令・ガイドライン等を遵守する形で計画、実行、報告、会計処理を行っている。 会計処理は、各種手引きにしたがって、処理している。 現在受けている支援：JPC強化費・体制整備、国庫事業	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	(1) 事務所でいつでも閲覧等できる書類：事業計画書, 収支予算書, 経理報告, 決算報告書, 定款 (2) NFのウェブサイト等において情報を開示しているもの：決算報告書	事業計画書・収支予算 書・経理報告・決算報告

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手等選考基準については、強化委員会・選手等選考委員会・理事会で審議・決定の上、連盟HPで公表、また、関係選手に通知している。選手等から質問があった場合には理由を開示している。	選手等選考委員会規定・ 「2021年強化指定選手の決定方法及び東京2020パラリンピックアーチェリー大会選手選考会（開催国枠）について」・「2021年強化指定選手選考基準及び規定」 大会選手選考会（開催国枠）について」「東京2020パラリンピック競技大会日本代表選手選考について」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの順守に関する情報の開示：3月に自己説明をHPで公開している。今年度は手続き終了後、2021年度中にHPにて公開予定。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な手続きに関しては、理事会承認を得ながら慎重に進めている。利益相反・調達コード等に関する規定を2021年度内に作成する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーについては未整備のため、2021年度内に作成する。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現在連盟内に通報システム制度を設けていないが、JPSAの通報制度を利用しており、HPに明示している。また、内部通報窓口の開設を2021年度内解説に向けて検討中。専門家の意見を聞きながら整備をすすめる。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2021年内に設置できるよう、現在、各所に打診中である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分関連規定の制定のみならず、内部の申立・スポーツ仲裁機構への申立制度が利用できる旨を周知している。2021年度中に規定等の再整備を行う予定。	懲戒処分規定・倫理規定・コンプライアンス規定
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	上記の通り処分規程を設けている。	
	[原則11] 選手、	(1) NFにおける懲罰や紛争に	懲戒処分規定第11条 「前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲	懲戒処分規定・選手等選

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	ついて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。」とある。選手等選考委員会規定8条にも同様の規定がある。また、なお、2021年度中にJPSAに申し出、各種手続きを進める予定。	考委員会規定
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁機構に提訴できることを懲戒処分規定にてHPで公表している。	懲戒処分規定・倫理規定・選手等選考委員会規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在、危機管理マニュアルを策定していない。 ただし新型コロナウイルス感染症に関しては、万一感染者が出た場合の連絡網のみ内部で策定し、準用している。有事が発生した場合は随時理事ミーティングを招集し対応してきたが、2021年12月に新体制発足後は理事が増えるため、2022年度を目処に作成する。	COVID-19HPSC連絡網

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	コンプライアンス違反に関しては、規定第7条に基いたコンプライアンス委員会を発足させ、関係各所と相談の上対処している。各種規定危機管理マニュアルに不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、再発防止策の提言等を盛り込む予定。	コンプライアンス規定
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を発足させたことはない。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟規定は2022年度内に再整備を行う予定。その前段階として、2021年度に地方のブロックごとに理事を専任し、地方団体との関係をより密接にしてゆく。 連盟の人員不足により、指導・助言および支援は個人間のものにとどまっていたが、2021年12月の体制再整備に伴い、順次適切な指導等を行える素地を整えている状態である。	社員名簿
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	情報提供：2020年度よりHPやSNSの活用により、情報提供の場を増やしている。 研修会：2021年12月の新体制発足に合わせ、審判部・普及部の創設とともに地方組織等とのコミュニケーションを復活させ、同時にガバナンス・コンプライアンス研修の支援を行ってゆく予定である。	地方組織一覧